

利益保険に於ける比例條項の作用

小林 北一郎

一、比例條項の意義

保險金額の、保險價額に對する比率に於て、實損失を填補するてふ原則が、利益保険に於て如何に作用してゐるかを明かにするのが、本論の主題である。

由來火災保險契約に於ける填補主義には、二個の種別がある。一は實損失填補主義と稱するものであり、他は比例填補主義と云はれてゐる處のものである。兩者の間には、如何なる本質的相違が存するのかと云へば、私の考ふる處によれば、右二様の填補方法の根本的な差別點は、一部保險の場合を前提し、且つ分損のときのみ存するものである。即ち前者の方法によれば、損失が保險金額に達する迄は、總て實損失金額を填補し、後者に於ては、保險金額の保險價額に對する割合に於て、實損失額の一部を填補するに止るのである。本邦商法は、比例填補主義を採用したものであつ

て、その第三百九十一條は、次の如く規定してゐる。『保險價額ノ一部を保險ニ付シタル場合ニ於テハ、保險者ノ負擔ハ保險金額ノ保險價額ニ對スル割合ニ依リテ之ヲ定ム』と。

果して然らば、何れの填補方法が理論上正しいものであるか。之に對しては、私は、夫は徵收される保險料の算定方法の如何を考慮しての上でなければ、何れが正しいとも決定することが出来な
いものと思ふるのである。然し此問題を説くのが今の私の目的ではない。私は直ちに本論に進まな
ければならない。

二、利益保險の對象

利益保險擔保の對象は、之を次の三個に區別することが出来やう。

- | | | |
|---|-----|---------|
| 1 | 純利益 | 利益と總稱す。 |
| 2 | 經常費 | |
| 3 | 臨時費 | |

以下順次説明を加へてゆくてあらう (各項目の意義に就いては、拙編著、火災保險、第十五章、並に、國民經濟雜誌第七卷第一號掲載の拙稿參照)。

三、利益喪失に對する填補に於ける比例條項の作用

年々の事業成績は、均一なるものと假定して、問題を正當に簡略ならしめる。今若し一營業が、一九二八年三月一日に罹災し、此場合填補期間は六ヶ月。右六ヶ月中の實際の賣上高は次の如くであるとする。

3月	0	圓
4月	8,000	圓
5月	9,000	圓
6月	10,000	圓
7月	12,000	圓
8月	15,000	圓
	<hr/>	
	54,000	圓

然るに前年度、即ち一九二七年度に於ける三月より八月に至る六ヶ月間の賣上高は、次の如くであつたと假定する。

3月	8,000	圓
4月	9,000	圓
5月	10,000	圓
6月	11,000	圓
7月	13,000	圓
8月	16,000	圓
	<hr/>	
	67,000	圓

利益保險に於ける比例條項の作用

$$67,000\text{圓} - 45,000\text{圓} = 13,000\text{圓}$$

右差額一萬參千圓は何を意味するものかと云へば、火災の結果たる、賣上不足額に當るのである。而して、今一九二七年度に於ける利益(純利益と經常費との合計)の同年度間の總賣上高に對する割合は三割、保險金額が火災直前十二ヶ月間の總賣上高に對する割合は、二割なりと假定する。利益保險に於ては、前者を基準率、後者を確定率(又は填補率)と云ふことになつてゐる。扱て然らば、右三割(基準率)と云へ、二割(確定率)と云ふは何のことであるか。利益が利益保險の對象であることは既に一言して置いた。その利益が賣上高に對する割合、即ち基準率(此場合三割)は、當該營業が、火災の爲めに失ふべき利益の、最高限度率である。即ち物的火災保險に於ける、保險價額に該當すべきものである。自然、保險金額の最高限度でなければならぬ。次に保險金額の賣上高に對する比率、即ち確定率(此場合二割)は、現實に保險に附されたる割合である。従つて吾人は、基準率との比較に依つて、當該利益保險契約が、超過保險か、一部保險か、若くは金額保險かを決定することが出来る譯である。

私が使用しつゝある假設例に於ては、火災に起因する賣上不足額は、一萬三千圓であつた。被保險者は此場合何程の利益を喪失したのであるかと云へば、一萬三千圓に基準率の三割を乗じた三千九

百圓に外ならない。故に全額保険契約、即ち、確定率が三割の場合には、右三千九百圓金額の填補を請求してゐるのである。然るに假定によれば、確定率は二割であつた。故に實際は一萬三千圓の二割、即ち二千六百圓の請求をなし得るに止るのである。差額一千三百圓は、比例條項適用の結果生じた、填補減少額に外ならない。即ち右一千三百圓は被保険者の負擔に歸したのである。利益保険證券は、右關係を次のやうに規定してゐる。

填補期間中ニ於テ上記ノ理由ニ依リ營業ノ全部若クハ一部ヲ中止セルニ因ル利益ノ喪失ヲ填補スルモノトス。

但シ右填補期間中ノ賣上高ニシテ火災ヲ唯一ノ原因トシテ火災直前十二ヶ月間ノ應當期間中ニ於ケル賣上高ニ達セザル場合右不足額ニ對シ確定率ヲ乗ジタル積ヲ超過スルコトヲ得ザルモノトス。即ち確定率が、保険者の最高填補率なることを明定せるもの故、右確定率にして基準率より小なる場合は、その差額は常に被保険者の負擔となりて、比例填補の原則が適用さるゝ結果となるのである。

四、經常費支拂額減少の場合

經常費は、利益の構成要素として、比例填補の原則に支配さるゝことは、既に述べた。こゝでは更に、經常費のみに就いて存する制限填補につきて、考察せんとするのである。即ち利益保險證券中の左の規定の説明である。

被保險者ニ於テ特定經常費ノ支拂ヲ減少セシメ若クハ全々支拂ハザルニ至リシ場合ハ損失額モ從ツテ減少スベキモノトス。

必要の限度に於て、前例をそのまゝ使用する。

今假に、填補期間たる三月より八月までの經常費支拂額が、五百圓丈け減少したとせば、一ケ年に就き、千圓の割合を以て節約されたことになる。即ち一ケ年間の經常費が八千圓なりとせば、一九二八年度は七千圓に減少する譯である。斯の如き場合、保險者は幾何丈け、填補額を減少せば正當であるか。之が第一の問題である。

前例に依れば、一九二八年三月より八月に至る六ヶ月間の賣上高は、五萬四千圓であつて、一九二七年度の應當期間中の賣上高六萬七千圓と比較し、一萬三千圓の減少である。又同一期間中の經常費は、一九二七年度の四千圓 ($8,000 \times \frac{6}{12} = 4,000$) に比し、五百圓不足の三千五百圓 ($7,000 \times \frac{6}{12} = 3,500$) である。

凡そ純利益及經常費は、價格構成の要素である。従つて與へられたる賣上高には、是等の要素が一樣に打ち込まれてゐるものとみななければならない。そこで今一九二八年度に於ける經常費三千五百圓を、賣上高を基礎として、保險者並に被保險者の夫々の負擔に割宛てると、次の如き計算とならなければならない(概算)。

$$3.500\text{圓} \times \frac{54}{67} = 2.820\text{圓} \quad \dots \text{被保險者の負擔額}$$

$$3.500\text{圓} \times \frac{13}{67} = 680\text{圓} \quad \dots \text{保險者の負擔額}$$

今假に、經常費が前年度に比し、何等の減少を示さなかつたものとせば、保險者及被保險者の責任額は、各項の如くなる。

$$4.000\text{圓} \times \frac{54}{67} = 3.220\text{圓} \quad \dots \text{被保險者の責任額}$$

$$4.000\text{圓} \times \frac{13}{67} = 780\text{圓} \quad \dots \text{保險者の責任額}$$

故に保險者は、(780圓—680圓=100圓)百圓丈け自己の責任額を減少すればよいのである(註)。處が百圓丈け、保險者の責任額を減少すれば足るとの結論は、讀者の既に覺られたように、全額保險の場合を前提としてのことである。然るに、私の使用しつゝある假設例によれば、基準率三割に對し、確定率は二割に過ぎないのであるから、更に比例填補の原則を適用しなければならぬ。

$$100\text{圓} \times \frac{2}{3} = 66\text{圓}$$

即ち此場合保険者の責任額は六十六圓強丈け減少することになるのである。

(註) より簡單なる算式は、次の三個の要素を結合して作成する。

- 一、一ヶ年間の減少額 (A)
- 二、填補期間の保険契約期間に對する比 (B)
- 三、填補期間中の賣上不足高が前年度應當期間中の賣上高に對する比 (C)

$$A \times B \times C = \text{Answer.}$$

五、臨時費の填補に於ける比例條項の適用

Increase in Cost of Working necessarily incurred by the insured in consequence of such interruption or interference, in order to maintain during the period of Indemnity a turnover equal to that of the corresponding period in the twelve months immediately preceding the fire, provided that if the sum insured by this policy shall be less than the sum of the net profit and All standing charges of the business for the last financial Year preceding the Fire, the Amount payable shall be proportionately reduced.

以上が、今日の利益保険証券中に挿入されてゐる、臨時費に關する規定である。直接本論に關係するは、provided that 以下であるが、斯の如き内容の規定が使用されるに至るまでには、數個の段階を経過しなければならなかつた。今それを一應ふり返つてみようとするのは、そうすることに依つて、臨時費の填補に於ける、比例條項の適用が極めて明瞭になるからである。

最初一九一一年頃、英國ビクトリヤ地方に於て使用された利益保険証券は、臨時費に就いて、如何に規定してゐたかと云ふに、總て必要なりし臨時費は、保險者に於て補償すべきこと。但し填補金並に臨時費に對する填補額の合計が、填補期間中何等の賣上高なき場合支拂はるべき額を、超過することを得ないものと定めてゐたに過ぎず、比例條項の適用の如きに就いては、何等の考慮をも拂つてゐなかつたのである。

然るに、一九一二年に至つて、次の如き約款が使用されることになつた。

.....“Provided that if the sum hereby insured shall be less than the amount of the Net Profit and specified standing charges for the whole of the last financial year... then the Amount payable shall be proportionally reduced.”

之を、一九一一年の規定と比較してみると、そこには、重要な變化の、行はれてゐることを認む

るのである。即ち一九一一年のものは、單純に臨時費を擔保するとの定めてあつたに對し、一九一二年の約款に於ては、保險金額にして、最近の一會計年度に於ける、純利益及^〇特定^〇經常費の合計額に達せざる場合は、それに比例して填補額も減少せしむべき旨を、明定するに至つたのである。臨時費の填補にも比例填補主義を適用することに改めたのである。處が一九一六年に至り更に次の如く約款の訂正が行はれた。

.... 'If the sum herely insured shall be less than the sum of the Net Profit and All Standing

Charges of the business, then the amount payable shall be proportionally reduced."

重要なる修正とは何かと云へば、一九一二年の約款に Specified Standing Charges (特定^〇經常費)とあつたのを All Standing Charges (總ての^〇經常費)と改めた一點である。然らば右兩者には如何なる實質的相違があるのか。私は次にそれを明かにするであらう。その爲めに、更に新たななる假設例を使用する。

今一事業の純利益及經常費は、次の如き金額と項目とよりなるとする。

- 一、純利益 五萬圓
- 二、經常費 一萬圓

經常費内譯

イ、地代	一千圓
ロ、給料	四千圓
ハ、利子	二千圓
ニ、重役賞與	三千圓
合計	一萬圓

此場合、罹災後の臨時費を千圓とし、又被保險者は、利益保險金額を五萬三千圓とし、經常費中重役賞與の三千圓丈けを、證券に特定（Specify）したとせば、一九一二年の規定の下に於ける保險者の責任額は、次の如く千圓全額である

$$1,000 \text{圓} \times \frac{53,000}{50,000 + 3,000} = 1,000 \text{圓}$$

之は比例填補の原則を徹底せしめた修正と云へるであらうか。此場合被保險者は、全額保險を附したのではない。

何故かと云へば、前例によれば、被保險者が喪失することあるべき利益の最高限は、純利益五萬圓に經常費の總額一萬圓を加へた六萬圓でなければならず、自然最高保險金額即ち保險價額は、六萬

圓であるからである。

そこで一九一六年、特定經常費云々を改めて、總ての經常費云々としたのである。右の場合、比例填補の原則による保險者の責任額は、次の計算によつて、八百八十三圓餘であらねばならないのである。

$$1,000圓 \times \frac{53}{60} = 883圓餘$$

以上を以て、利益保險に於ける、比例填補の原則の、作用の大體を明かにし得たと思ふ。然し、利益保險に關する研究の、未だ一般的になつてゐない我國に於ては、本稿は甚だしき、説明不足の欠を有するものであるかも知れない。此點は、やがて公にしたいと考へてゐる、利益保險制度論に於て、補へ度き希望である。